

2022-2025年度健康情報システム（職員）サービス提供及び運用保守等業務

（公告/公示日：2022年8月1日/公告番号：22a00305）について、入札説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部次長(契約担当)

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
1	入札説明書 P18	4.1業務対象範囲	4.1業務対象範囲に記載されている、工数目安については目安とされている、工数単価もあるのでしょうか。	業務仕様書に記載されている工数および按分は目安になります。提供されるサービスによっても業務内容は異なるかと思われますので、各社ごとに工数および按分を見積もって積算してください。また、特に基準となる単価はありません。単価も含めて積算された価格が競争の対象となります。
2	P36	第8条、第9条	損害賠償額に上限が定められていないため、「賠償額は契約金額を上限とする」旨追記いただくことはできませんでしょうか。	損害賠償額については各事案に基づき個別に判断させていただきます。
3	P37, 38	第13条	契約不適合責任期間につきまして、保守にかかる経費を過大にしないためにも「発注者がその契約不適合を知った日から1年以内にその旨を通知した場合に限り」ではなく、「検査完了後1年間」と規定いただくことはできませんでしょうか。	第13条第1項から第3項に規定の内容にてお願いします。
4	別紙1健康情報システム（職員）要件定義書 P.4 P.5 P.6	1.2.2.処理件数 1.3.1.業務の時期	「定期健康診断」の立替払い請求は「原則として経理処理のために本システムを使うことはない。」とあるが、「赴任前健康診断」、「帰国時健康診断」、「一時帰国健康診断」の立替払い請求には記載がありませんが、こちらも「原則として経理処理のために本システムを使うことはない。」と捉えて良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。経理的な処理のために本システムを使うことはありません。（請求内容の確認の観点から、受診者名、健診種別、実施日、受診医療機関等のデータを抽出し、手作業で照合することはあります。）
5	P.7	1.4.1.業務の実施場所	JICAの職員等が「在宅勤務で健康管理に係る業務を行う。」として「現在はJICA標準PCからクラウドプロキシ経由でアクセス」とありますが、時期システムでも同様のアクセス方法で実現する必要があるか、またそのネットワーク関連の構築作業も本入札の対象内でしょうか。	ネットワーク関連の構築作業は本業務の対象には含まれません。JICAの職員等はJICA標準PCおよび設定されているクラウドプロキシを利用して本システムにアクセスすることを想定しています。本システムを利用するためにIPアドレスの制限等が必要となる場合はクラウドプロキシ経由でもアクセスできる必要があります。
6	P.9	2.2.画面に関する事項	「本システムは政府が提唱するクラウド・バイ・デフォルト原則に従いクラウドサービスの利用を想定しており、本業務における画面設計の実施は想定していない。」とありますが、画面の設計は行う想定ですが問題ないのでしょうか。	既にあるページのレイアウト等を利用してカスタマイズ部分の画面を設計することは問題ありません。ただし、全ての画面共通のデザインテンプレートを含めたフルスクラッチの画面設計は想定しておりません。
7	P.16	3.4.1.応答時間	データ取り込みの目標値を「10秒以内」としていますが、これは非同期処理で取り込みを行うことで実現することも可能でしょうか。	ユーザーがデータ取り込み操作中に拘束される待ち時間が目標値を満たしていれば、非同期処理で実現することは問題ありません。
8	P.18	3.8.1.中立性	「本システムに係る設計資料等について、特定の事業者依存することなく、他社に引き継ぐことが可能な構成とすること。」とありますが、どうしても弊社の既存パッケージ製品に依存する箇所が存在しますが、それでもよろしいのでしょうか。	本業務のために実施するカスタマイズ部分を除く、システム本体に関する設計資料等は既存パッケージ製品に依存しても問題ありません。
9	P20	3.10.1 表3-10 情報セキュリティ要件	ログの蓄積・管理に「IPS/IDS・WAF等」との記載がありますが、IPS/IDS・WAFは要件に記載がなく、必須ではないという理解でよろしいのでしょうか。	「ログの蓄積・管理」に記載されている「情報システムに対する不正行為の検知、発生原因の特定に用いるために、情報システムの利用記録、例外的事象の発生に関するログ」の蓄積が可能であり、かつ、3.16.運用に関する事項「障害（インシデント）発生時の連絡対応」等の全ての要件を満たせる環境が整備されていれば、具体的な構成にIPS/IDS・WAF等を用いていなくても問題ありません。
10	P23	3.11.5 施設・設備要件	弊社はAWSのIAASにサーバーを構築してJICA様向けのサービス提供を想定しております。2) 技術的条件でISOおよびCS3-マークがありますが、これらはAWSが適合すれば良いのでしょうか？ 弊社は、ISO27001（ISMS）は取得しておりますが、2) 技術的条件は満たしておりません。	ご理解のとおりです。IaaSで利用している基盤となるクラウドサービスが当該条件を満たしていることが要件となります。受注者が技術的条件を満たしている必要はありません。

11	P. 23	3. 11. 5. 施設・設備要件	2) 技術的条件に「ISO/IEC 27017:2015 認証」を取得していることとありますが、これは受注者が取得している必要がありますでしょうか。採用するクラウドサービス・プロバイダは取得しています。	No. 10同様です。
12	P. 24	3. 12. 1. トラストに関する要件	「開発環境」「検証環境」「本番環境」の定義を教えてください。	提示しているテスト環境はそれぞれのテスト工程で適切なテストを完了して次の工程に進むことを想定した場合の例ですが厳密な定義はありません。それぞれのテスト工程において、影響範囲が適切に限定されていることが要件となります。例として「開発環境」は単体テストを目的とした開発者のローカル環境、「検証環境」は結合テスト以降を実施することを目的とした本番同等のテスト用環境、「本番環境」は提供されるサービスと同じ環境を想定しています。
13	P. 25	3. 13. 5 移行開始判定	データ移行について、本番データ移行の実施主体をご教えてください。受注企業が貴機構よりデータを引き受けて、登録作業を実施する認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。データ移行のために現行システムから移行データを抽出するのは発注者が実施します。発注者から提供された移行データに必要な加工をして本システムに移行する作業は受注者が実施する業務となります。
14	P. 28 P. 29	3. 16. 運用に関する事項	障害発生時対応、障害事実確認及び応急措置対応（インシデント対応）として、「障害（インシデント）発生時の連絡対応」の中で「本連絡対応は24時間365日の対応とすること」とありますが、こちらはマストな要件でしょうか業務時間「7:00-22:00」での対応とすることは可能でしょうか。	必須要件となります。ただし、「機械的な検知に基づく自動的な保全、隔離・遮断及びそれをトリガーとした自動報告が実施できる仕組みの構築により実現しても良い。」とあるように、監視装置等によりインシデントを検知した際に自動で通知する仕組みを利用しても問題ありません。また、発注者からの連絡を受け付ける仕組みが用意されていれば、その確認が業務時間内になっても問題ありません。
15	要件定義書付属文書 03_【JICA健診】付録2_業務フロー.xlsx	4. 2. 人事異動情報のインポート	人事異動情報ファイルの印刷→インポート用ファイルとありますが、人事異動情報ファイルは印刷しておいて保管するというのでしょうか。	要件定義段階では人事異動情報ファイルの印刷が生じていましたが、本システム導入後は印刷して保管することは想定しておりません。
16	05_【JICA健診】付録4_機能一覧	No26	必須、中、低と機能に記載がありますが、例えば低については機能を提供できなくても良いのでしょうか。優先度低の対応を実施するには、必須・中のみの実施に比べて費用がかかる見込みです。そのため見積次第では、低については機能から外すことも検討が可能ですが、いかがでしょうか。優先度をつけた基準および理由をご教えてください。	優先順位は、本システムを用いない代替手段が想定できるかと、代替手段を用いた場合の業務への影響の大きさから決定しており、業務仕様書4. 2. 1. の要件の確定業務中で優先順位とシステム化の範囲を検討するための参考情報として記載しています。広く応札者を募る目的から必須以外の機能にかかる要件が満たされていなくても止むを得ませんが、必須以外の機能を満たせる場合、及び、業務従事者への負担をなるべく生じさせない代替案の提案を業務に含める場合に、それらの内容が提案書に含まれていれば高く評価します。
17	05_【JICA健診】付録4_機能一覧		灰色で網掛けされている機能は見積対象外（本要件に含まれない）ということでしょうか。	ご理解のとおりです。業務仕様書4. 2. 1. に記載のとおり、要件定義書策定と並行して業務最適化も実施したため、網掛けされている業務は本システム要件の対象外となっています。
18	05_【JICA健診】付録4_機能一覧		グレーアウトしている項目に関してどのような意味があるかご教えてください。	No. 17同様です。
19	06_【JICA健診】付録5_帳票一覧	No3, 4, 5, 6, 9-13, 15	各種帳票（再検査等健診事後措置の指示書、産業医からの指示事項に関する連絡書、立替払い申請に関する留意事項、診療情報提供書、封筒用ラベル、連絡便宛先、個人宛文書）については、紙で出力と記載がございますが、システムからのファイル出力形式はExcelで行うこととし、それをユーザに必要なに応じて紙出力いただくことよろしいでしょうか。	システムからの出力帳票の形式がExcelとなることに問題はございません。業務上、出力されたExcelに追加で入力等の作業が必要となる場合はその手順もマニュアル等に記載ください。
20	08_【JICA健診】付録7_データ一覧.xlsx	別紙_各テーブルのデータ内訳	網掛けの無い部分は必須のデータ項目でしょうか。既存パッケージで用意しているテーブルのデータは変更できないため、要件を満たすことを前提で変更させていただくことは可能でしょうか。	別紙1の内容は現行システムに関する内容であるため、「データ一覧」および他の要件定義書付録等の要件を満たしていれば変更しても問題ありません。
21	全般		プロトタイピングの位置づけ、利用方法をご教えてください。	提供される製品サービスによって画面・機能等は異なっているという理解であり、本件の要件を満たすために必要なカスタマイズ内容も異なる理解です。そのためプロトタイピングでは、エンドユーザーが実際にシステムを操作することで、現行サービスに存在する画面・機能・データ等、及び、カスタマイズによって開発される画面・機能・データ等を確認できることを目的としており、具体的な機能を検討する工程の初期からプロトタイピングを利用する必要があります。